

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

由良町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

和歌山県由良町長

公表日

平成28年12月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>・国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金に関する各種申請・届出に伴う受付、保険料免除等の申請受付、裁定請求の受付等の法定受託事務を行っている。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①被保険者の資格管理。 ②国民年金保険料の免除等申請受付。 ③年金受給に伴う裁定請求等受付。 ④年金受給権者の資格管理。 ⑤日本年金機構への被保険者異動報告、所得情報等提供の進達。</p>
③システムの名称	<p>・国民年金システム ・団体内統合宛名システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項 別表第一31,83,95の項 国民年金法 第12条(届出)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉課
②所属長	住民福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	由良町総務政策課 〒649-1111 和歌山県日高郡由良町大字里1220番地の1 TEL 0738-65-1801
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	由良町総務政策課 〒649-1111 和歌山県日高郡由良町大字里1220番地の1 TEL 0738-65-1801

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

